

別冊

【参考資料】

目 次

ア 論点・検証内容整理表（時系列）	ア-1	第6回 資料6 P1~14
イ 各関係法令の関係概要ほか		
第3回行政対応検証会		
資料3 【各関係法令の関係概要】	イ-1	第3回 資料3 頁番号なし
資料4－1 【関係法令等の一覧（市権限に関するもの）】	イ-2	第3回 資料4-1 P4-1-1~4-1-11
資料4－2 【関係法令等の一覧（県権限に関するもの）】	イ-13	第3回 資料4-2 P4-2-1~4-2-6
ウ 関係法令抜粋		第2回 参考資料ウ 頁番号と同じ
・静岡県土採取等規制条例（令和4年7月1日施行以前）	ウ-1	
・静岡県事務処理の特例に関する条例（静岡県条例第56号）	ウ-8	
・静岡県土採取等規制条例（静岡県条例第42号）（令和4年7月1日施行）	ウ-13	
・静岡県盛土等の規制に関する条例 （静岡県条例第20号）（令和4年7月1日施行）	ウ-16	
・砂防法（法律第二十九号）	ウ-24	
・地すべり等防止法（法律第三十号）	ウ-27	
・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（法律第五十七号）	ウ-32	
・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 （法律第五十七号）	ウ-36	
・森林法（法律第二百四十九号）	ウ-44	
・都市計画法（法律第百号）	ウ-51	
・宅地造成等規制法（法律第百九十一号）	ウ-56	
・宅地造成及び特定盛土等規制法 （法律第百九十一号）（令和5年5月26日施行）	ウ-63	
・建築基準法（法律第201号）	ウ-75	
天竜市建築協定条例（天竜市条例第34号）	ウ-78	
浜松市建築協定条例（浜松市条例第52号）	ウ-79	

静岡県建築基準条例（静岡県条例第17号）	ウ-80
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（法律第百三十七号）	ウ-82
・災害対策基本法（法律第二百二十三号）	ウ-89
・災害対策救助法（法律第百十八号）	ウ-92
・被災者生活再建支援法（法律第六十六号）	ウ-96
・被災者自立生活再建支援補助金交付要綱（静岡県）告示第914号	ウ-98

工 事実確認資料

- ・第1回行政対応検証会

資料6【天竜区緑恵台の概要について】

第1回 資料6 P6-1～6-24

資料7【航空写真による地形変遷状況】

第1回 資料7 P7-1～7-9

資料10【行政対応の事実確認資料（要約）】

第1回 資料10 P10-1～10-10

資料11【行政対応の事実確認資料】

第1回 資料11 P11-1～11-73

- ・第2回行政対応検証会

資料6【盛土の経緯】（第7回検証会 資料3により修正）

第2回 資料6 頁番号なし

- ・浜松市行政組織抜粋

ア 論点・検証内容整理表

(時系列)

第6回行政対応検証会 資料6

行政対応検証：論点・検証内容整理表（時系列） <□～□…本表における通番>

※議論の必要性：(A)十分に議論すべき論点、(B)市の判断が適切（もしくは議論の余地なし）として議論しなくてもよい論点、
(C)報告書に記載しない（論点として削除してもよい）論点、(D)その他（どれにも該当しないなど）

日付	関係資料	行政対応の事実関係 ①②③…市民からの通報等 ④⑤…職員からの情報等	関係法令等 資料5	論点	議論の必要性	議論（論点整理・検証）内容
1 2001 (平成13). ～ 2014 (平成26) 10.29	—	• 崩落箇所の改変行為が開始されたと推定される時から最初の情報提供の間	—	(その他の論点) ■ (a)最初の情報提供があった時まで、崩落箇所の改変行為について、市は認知していなかったか	(C)	■ 村越委員：改変が始まったのはおそらく平成13年頃ということだが、情報提供の具体的な内容はどのようなものか ■ 都市計画課：最初の情報提供は資料2にある平成26年10月30日になる ■ 村越委員：平成26年であれば、平成13年から改変行為があった根拠は何か ■ 都市計画課：航空写真などの資料を基に状況を確認し、平成13年ごろからと推測した ■ 村越委員：平成13年頃に何か情報提供があったなど明確に把握したものはないか ■ 都市計画課：ない ■ 村越委員：最初に情報提供があった平成26年10月30日以前に市は認知していなかったため、論点としない
2 2014 (平成26). 10.30	第1回 資料11 A-1	①不法投棄に係る情報提供 • 産業廃棄物対策課は、天竜農林事務所職員からコンクリートガラや木の根の投棄に係る情報提供を受け、天竜警察署と現場確認を実施 • 現場確認中、土砂を搬入してきたダンプ運転手に話を聞いたところ、土地所有者の依頼を受け、1、2年前から埋め立てており、ダンプは [] から借りていることが判明 • 土地所有者とも現場立ち合いし、土地所有者は自身所有の土地に何を埋めようと問題はないとの認識であったため、自身所有の土地でも何を捨てても良いわけではないことを指導	⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条(定義) 第5条(清潔の保持等) 第16条(投棄禁止)	(法令論点) 本件改変行為は、廃棄物処理法で規制することができなかつたのか ■ (1)盛り土は「廃棄物」(2条1項)に当たるのか ■ (2)ア本件土地において撤去させた廃棄物以外に廃棄物を投棄する行為はなかったのか ■ (2)イ本件盛り土行為は廃棄物を捨てる行為(16条)に当たるのか ■ (2)ウ土地所有者は投棄者に当たるのか ■ (3)清潔保持義務(5条)は努力義務に過ぎないのか	(B) (C) (A) ↓ (B) (A) ↓ (B) (C)	■ 村越委員：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条(【別冊】参考資料ウ-82頁)に廃棄物にあたるものが列挙され、その中には土砂は含まれておらず、土砂そのものを廃棄物処理法では規制できないので論点としない ■ 江間委員：大枠ではそれでよいと考えるが、その時に廃棄物混じりのものがあったのであれば関係はある。ただし、今指摘している平成26年10月ごろから平成27年ごろの対応では業者が対応し、処理したと報告があるので、この時点での廃棄物については論点としなくて良い ■ 村越委員：廃棄物を捨てる行為には当たらない(積極的に取り上げない) ■ 村越委員：廃棄物を捨てる行為には当たらない(積極的に取り上げない) ■ 産業廃棄物対策課：「残土捨場」看板に「廃棄物の捨て場ではない」と表示され、土地所有者が廃棄物を捨てるとは望んでいないと認識できることから、投棄者に当たらない ■ 村越委員：廃棄物については、土地所有者は投棄者には当たらない(積極的に取り上げない) ■ 村越委員：土砂が8,000m ³ ある中、廃棄物は180m ³ であるため、廃棄物処理法で規制することは難しく、清潔保持義務は検討しなくて良い

日付	関係資料	行政対応の事実関係 ①②③…市民からの通報等 ①②…職員から の情報等	関係法令等 資料5	論点	議論 の必 要性	議論（論点整理・検証）内容
			—	<p>(その他の論点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ (a)土砂等の中にどの程度の量の廃棄物が混入していたのか <p>(その他の論点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ (b)土砂の搬入を確認したことから、静岡県土採取等規制条例の観点で、土木への連絡を行う必要がなかったか 	(C)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路保全課：現時点で木くず、コンクリート殻など廃棄物に当たるものが約 180 m³ 確認され、そのほとんどがコンクリート殻である
3 2014 (平成 26). 11.4	第 1 回 資料 11 B - 1	①建築廃材等の搬入に係る通報（来庁） ・天竜区まちづくり推進課は、[REDACTED] [REDACTED] から、本年 5 月頃からコンクリート片、竹材などの建築廃材のようなものを捨てていくトラックの行き來があり、現場には重機も置かれているとの通報を受け、対応関係課となる産業廃棄物対策課、北部都市整備事務所及び天竜土木整備事務所へ連絡	—	<p>(その他の論点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ (a)通報内容の共有（連絡）先は適切であったか 	(A)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 産業廃棄物対策課：どの程度まで連絡したか内容については不明。土木から詳細を聞かれなければ当初から全てを連絡することはなかったのではないか ■ 江間委員：所管法令が違うため、当然に農林事務所で受けた内容から考えた内容、評価する事実について産業廃棄物対策課が土採取条例の観点から見ることはないとあろうが、土木が土採取条例の観点から見て、平成 15 年頃から継続的な土の搬入が分かれれば、非常に重要な事実の 1 つとしてより詳しく聞かなければならないと考えるが、そのあたりの共有まではできてはいなかったということか ■ 産業廃棄物対策課：当課資料からそこまで渡したという事実は見えず、天竜土木整備事務所のその後の行動からもそこを聞いたとは考えられないという印象 ■ 江間委員：市民から相談や情報提供を受けるときは部署ごとに受けるため、内容が市全体で共有されるのが良いと考えるが、全く違う部署で全ての情報を共有してよいかは難しいと感じる。どこまで情報を共有できるのか、どこまでの情報を他部署に渡すのが良かったのか検討したい ■ 沢田委員：通報があった時に、市や区行政をあげてしなければいけないという方向性の伝達であれば良い情報は広く周知されるが、担当は他部署だという渡し方では情報が目減りしていく。これは解決していかなければならないので、きちんと全て残し、どこでも落ちがないような方向になってもらいたい ■ 青田委員：全体で共有することは大変大切。しかし、全体で共有することはなかなか難しいというのもよくわかる。何のために共有するのかということが大事なポイントで、この論点は安全・安心なまちづくりのためにどうするべきかを考えた場合に何を共有するか。それぞれの部署の仕事で、他の部署に何を伝えたらよいか判断が難しいが、地域の安全・安心のために何を伝えておくのが良いかということで、やらなかつたから悪かったというのではなく、今後のためにそこをどう整理していくのかが課題 ■ 村越委員：情報の共有が大切であることを議論出していきたい。第 1 回資料 11 の C-1 (11-29 頁) では、平成 26 年 11 月 4 日の状況でそれほどどの土量ではないと感じたということだが、第 2 回資料 6 では、平成 27 年時点での土量で 3,073 m³ の土が積み上げられていたので、もう少し丁寧に情報を得ようすれば、平成 15 年から土を入れていると情報を得られたかもしれない

日付	関係資料	行政対応の事実関係 ①②③…市民からの通報等 ①②…職員から の情報等	関係法令等 資料5	論点	議論 の必 要性	議論（論点整理・検証）内容
4 2014 (平成 26). 11.4 ~ 12.26	第1回 資料 11 A - 2	①建築廃材等の搬入に係る通報 【産業廃棄物対策課の対応】 • 天竜区まちづくり推進課から、土砂内に伐根やコンクリートガラが含まれているようだと連絡を受け、11月5日に現場確認を実施 • 11月14日、[]から、10月29日、30日の投棄物を搬出し残材を分別後、処分場にて処分する報告書の提出があり、受理 • 12月26日、[]から、12月7日に投棄物を回収撤去した報告（撤去写真・契約書・請求書・領収書）の提出があり、投棄に対する対応を完了	6廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条(投棄禁止) — —	(法令論点) ⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律 []と同じ (その他の論点) ■ (a)2日分の産業廃棄物の回収撤去及び12月26日の報告書受理をもって対応を完了としたことは適切だったか (その他の論点) ■ (b)その後の継続的な現地確認を行う必要はなかったか	[]と同様 (B) (A)	<p>■ 村越委員：2日分の産業廃棄物の回収撤去とは何を指すか</p> <p>■ 産業廃棄物対策課：第1回資料11のA-2(11-10ページ)にある、[]が当該土地へ投棄した残材、残土の10月29日、10月30日の2日分を指す</p> <p>■ 村越委員：[]は2日間しか廃棄していないという回答でよいか</p> <p>■ 産業廃棄物対策課：ここで[]が自社の分として廃棄したと認めたものはこの2日分だけ。この撤去後の現場確認で、廃棄物が残っていないと確認した時点で事案としては終了とした</p> <p>■ 村越委員：ここで問題としたのは廃棄物処理法なので、当面の廃棄物が撤去されればそれ以上の土砂を除けという対応は難しい。この情報の共有で他部署が対応すれば別だが、産業廃棄物対策課でそれ以上のことを対応することは難しかった。この件で市の見解も特にならないか</p> <p>■ 土地政策課：各課の判断は載せていない</p> <p>■ 村越委員：やむを得ないということでよいか 一異議なし</p> <p>■ 村越委員：土砂が入っていることから、継続的に現地確認をする必要があった</p> <p>■ 江間委員：継続的にこの土地を見ていけるかも後でまた論点になる。産業廃棄物処理法との関係で報告書の内容を確認すると、業者が対応し、他にはないことが確認できるので、看板が残っていると市民からすると疑いは残るかもしれないが、それを前提に行政で対応することはないので、この産業廃棄物との関係では一旦対応が終わりという方が素直だという印象。しかし、産業廃棄物ではなく、土採取条例等の関係で土木の方での対応は継続的な観察を行うことはあり得る。1つの私有地に関して行政が継続的に観察することが適切かは若干躊躇がある</p> <p>■ 青田委員：基本的には江間委員と同じ考え方。産廃法で行った行為で問題がないのであれば同課として継続は必要ない。これは後の議論だが、市全体では何らかの継続は必要であったと考える</p> <p>■ 村越委員：委員は皆同じ意見である</p>
5 2014 (平成 26).	第1回 資料 11 D - 1	①建築廃材等の搬入に係る通報 【北部都市整備事務所の対応】 • 天竜区まちづくり推進課から、土砂の廃棄が行われている現場の近	⑤建築基準法 第39条(災害危険区域) 第40条(地方	(法令論点) ⑤建築基準法、静岡県建築条例 本件改变行為は、建築基準法で規制することができなかったのか		

日付	関係資料	行政対応の事実関係 ①②③…市民からの通報等 ①②…職員から の情報等	関係法令等 資料5	論点	議論 の必 要性	議論（論点整理・検証）内容
11.4		くに住宅地があるが、建築及び都市計画関係規制の中で、制限や指導が必要となることはないかとの連絡を受け、かけ条例等で全く関連が無いとは言い切れないが、一般的に所有する山などを削ったり、盛ったりする行為に対してすぐに建築の制限や指導を行うことは無いことを回答 ・ 静岡県土採取等規制条例の制限の観点から、天竜土木整備事務所への連絡を案内	公共団体の条例による制限の附加) ⑤静岡県建築条例 第3条(指定) 第4条(建築の制限) 第10条(かけ付近の建築物) ③都市計画法 第4条(定義) 第29条(開発行為の許可)	<ul style="list-style-type: none"> ■ (1)本件土地は「災害危険区域」(法39条1項)に指定すべきだったのか、指定していない理由は何か、また、本件土地は、災害指定区域の指定要件に該当しないのか ■ (2)本件改変行為は建築物を建築する行為(県条例4条、10条)に当たらないのか 	(B) (B)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土地政策課：県の回答としては、当該区域が盛土によるもの場合、建築基準法以外の法規制等により、その適法性が担保されるべきものであり、災害危険区域として私権を制限するべきものではないことから、災害危険区域として指定していない、とのこと ■ 土地政策課：県の回答としては、建築基準法における建築制限は、建築物に対してされるもので、本件土地の改変行為は該当しない。また、建築物を建築する行為でもないので条例の適用にも該当しない、とのこと
			④宅地造成等規制法 第2条(定義) 第3条(宅地造成工事規制区域) 第8条(宅地造成に関する工事の許可)	<ul style="list-style-type: none"> ■ (1)土地所有者に本件土地において「建築物の建築」(4条10項)「特定工作物の建設」(同条11項)の用に供する目的(同条12項)はなかったか 	(B) (C)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 村越委員：土地所有者に本件土地において「建築物の建築」「特定工作物の建設」の用に供する目的はなかったかということでよいか →異議なし
			—	<ul style="list-style-type: none"> (その他の論点) <ul style="list-style-type: none"> ■ (a)回答内容は適切であったか 	(C)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 村越委員：土砂が増えたのは回答時点の平成26年11月4日で、その後に急速に増えており、この時点でそれを認識し、何か制限をかけなければいけないという認識には至りにくい。この時点ではやむを得ないぐらいの認識で、市の判断は適切とし、論点としては取り上げないとの処理でよいか →異議なし
6 2014 (平成26). 11.4	第1回 資料11 C-1	①建築廃材等の搬入に係る通報 【天竜土木整備事務所の対応】 ・天竜土木整備事務所は、土砂の廃棄が行われているとの天竜区まちづくり推進課から連絡を受け、現	①静岡県土採取等規制条例 (R4.7.1以前) 第3条(土の	(法令論点) ①静岡県土採取等規制条例(R4.7.1以前)、静岡県土採取等規制条例施行規則 本件盛り土行為は静岡県土採取等規制条例で規制することができなかったのか		

日付	関係資料	行政対応の事実関係 ①②③…市民からの通報等 ④⑤…職員からの情報等	関係法令等 資料5	論点	議論の必要性	議論（論点整理・検証）内容
~		<p>場確認（日付不明）を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂搬入が確認できたが、それはど土量が多いと感じられないことから、土地所有者に対して、これ以上の土砂搬入は静岡県土採取等規制条例の違反も考えられるため、搬入をやめるように口頭指導し、了承を得た <p>※ 元の地山の状況が分からず、実際の盛り土の量をその場で想定するのは困難であった</p>	<p>採取等の計画の届出) 第6条（措置命令） 第7条（停止命令） 第9条（土の採取等の跡地に係る措置命令） 第14条（適用除外等） ①静岡県土採取等規制条例施行規則 第8条（適用除外）</p>	<p>■ (1)条例は「土の採取等」を行おうとする者、行っている者、及び行った者に対して適用されるものであり、本件土地所有者に対しては適用されないのか</p> <p>■ (2)本件土地に適用除外（14条1項3号、規則8条3項3号）の範囲を超える盛土を行った事業者はいないのか</p> <p>■ (3)ア複数の事業者が同じ土地に適用除外の範囲内の盛土を行った場合、3条1項の届出義務はないのか</p> <p>■ (3)イ措置命令（6条）停止命令（7条）は複数の事業者が同じ土地に適用除外の範囲内の盛土を行った場合に適用することができるのか</p>	(A) (B) (C) ↓ (D)	<p>■ 村越委員：土地所有者が残土捨て場という看板を設置しており、事業者はそれに従って土砂を捨てているため、土地所有者には当然適用されるものと考える。土砂については土地所有者の意思に基づき複数の事業者が捨てたということで議論を行う</p> <p>■ 村越委員：県担当部局の解釈の説明もあったが、複数の者がそれぞれ勝手に投棄を行っていると規制できないという捉え方をしているが、土地所有者がここに土砂を捨ててよいと看板を立て、複数の業者がその意に従って土砂を捨て、結果大量の土砂が膨れ上がったのであれば、業者を切り離して規制できないという解釈は採り難い。非常に形式的かつ有機的でない解釈だ（第3回検証会）</p> <p>■ 村越委員：個々の事業者が適用除外の範囲を超える盛り土を行ったことについては考える必要はない</p> <p>■ 村越委員：土採取規制条例3条1項、「採取等を行おうとする者は知事に届出なければならない。」は土地所有者に届出義務が生じるということか</p> <p>■ 道路保全課：これまでの類似の届出書を見ると、行為を行おうとする直接的な企業からの届出がほとんどで、一般の個人からの届出は本市では見られない。施行規則や技術基準は技術的、専門的な知識が必要なので、この「行為を行おうとする者」が土地所有者とイコールと解釈することがどうかと考える</p> <p>■ 村越委員：土地所有者が自分の意思で捨てさせている時に、届出義務がなくなるといった解釈論は採り得ない</p> <p>■ 村越委員：個々の事業者がそれぞれ何mpとは考えなくてよいのではないかと考えるがいかがか →異議なし</p>
7 2015 (平成27). 3.9	第1回 資料11 A-3	<p>②土砂の搬入に係る情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物対策課職員が緑恵台付近をパトロール中、「残土捨場」と表示された看板を発見 <p>静岡県土採取等規制条例の観点から天竜土木整備事務所へ連絡</p>		<p>■ (4)本件土地に「土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認める」（6条）（7条）ことができたのか</p>	(A)	<p>■ 道路保全課：現地確認をした職員に当時の状況を確認したところ、現地を確認した際、その盛り土が過去からされていたという認識はなく、他からの情報も無かったことから、大きく改変されたという感覚を持てなかったということであった。なお、危険であるかという判断においても、職員は危険と感じなかったということであった</p> <p>■ 道路保全課：他の年の斜面状況を見ても著しく崖になっているような様子はこの図からは伺いにくく、令和3年の勾配は1対1.6と安定勾配の基準と比べ若干急勾配となっている。角度でいうと1対1.8が約30°、1対1.6が32°である。このため、職員が状況を感じ取ることができなかつたのではないかというのがこの資料からの見解である</p> <p>■ 村越委員：平成27年からはるかに土量が増えている。令和3年が安定勾配に近く危険だと感じないとしても、現に災害が起きて被害が発生している。そこに気が付かなかつたから過失があるといった話をしているものではない。先ほどの青田委員の「気候変動により、日本でも平成29年九州北部豪雨、平成30年豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、そして令和3年の熱海土石流と連続している。浜松</p>

日付	関係資料	行政対応の事実関係 ①②③…市民からの通報等 ①②…職員から の情報等	関係法令等 資料5	論点	議論 の必 要性	議論（論点整理・検証）内容
						<p>も含め、想定していなかった豪雨とは言えなくなったことを認識しないといけない。」との発言のように、想定外の雨を想定外で片づけてはいけない時代になってきている。令和3年の時点でも気が付かないから問題が無いとこの委員会で片づけるわけにはいかない。本検証会は責任を問うものではなく、どこで何か転機がなかつたのかを探すものである。令和3年の勾配を見ても、何かできなかったのかを我々は検討しなくてはいけない。平成26年11月4日の対応で、残土捨場の看板を掲げ、土を搬入していたとの記録があるが、看板の撤去に関して指示したとは書かれていません。平成27年3月18日の対応時には、看板を必ず撤去するよう土地所有者に対して口頭にて指導したと記載があるが、平成26年の時は看板の撤去を指導しなかったのか</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 道路保全課：対応した職員の聞き取りでは、平成26年11月4日の対応として看板の撤去についてコメントはなかったため、恐らく伝えていないと考えられる（※後日、対応した職員に再確認したところ、「当時看板があったと記憶している。H27.3の再対応時に『まだ看板が撤去されていない』という事を再指導した記憶がある」とのことであり、当時も看板撤去を指導していたと考えられる→訂正） ■ 青田委員：危険性がないと判断したのは、静岡県土採取等規制条例と照らしても危険性がないと判断したという理解でよいか ■ 道路保全課：対応職員への聞き取りではボリューム感の認識を感じられず、盛り土の認識がなく、元からそういう地形だったという認識で、道路から入る斜面地には何か手をつけたという認識はあったが、その奥側がどうかとの認識はなかった ■ 青田委員：それまでの経緯を承知していれば、見方が変わったかも知れない ■ 道路保全課：長年、盛り土をされていたという情報があれば、客観的に言えば盛り土があってもおかしくないぐらいの年数が経過しており意識せざるをえないと考える ■ 青田委員：関係者間で情報共有できていたらどうであったかが、今後の教訓になりそうに感じる。 ■ 政策法務課：2,000 m³の土量に至るには、10 tの大型ダンプで約300台以上のものが持ち込まれないと至らず、業者でない個人の高齢者が1人で、10 tの大型ダンプで約300台以上のものが持ち込まれる作業を取り仕切っていると職員が思い至るにはなかなか厳しいと感じる ■ 青田委員：それは主観的な考えにならないか。高齢者だからで判断するのは論理の飛躍と感じる ■ 沢田委員：造成盛り土は安定勾配にしてあるので、その上に何か盛ることは基本的にはだめだ。通報があり、現場を確認しても土量がどうだとかは感じないのでないか。見た目で判断するものではなく、通報を受けたらどれくらいのどういう土なのか調査する決まりがなく、調査できなかつたことが要因。見て分かるかと言うと分からぬ。宅地造成した元の状態を調べてからでないと分からないので、通報を受けた際に、元の状態を下調べしてから、現地調査を行い指

日付	関係資料	行政対応の事実関係 ①②③…市民からの通報等 ①②…職員から の情報等	関係法令等 資料5	論点	議論 の必 要性	議論（論点整理・検証）内容
						<p>導するようなルールが必要だった</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 村越委員：未利用地部分に土を少しでも載せると危険か ■ 沢田委員：その通り。宅地造成は、最大限有効になるよう造成するので、その部分に何かするということは安全に対するマイナス要素になる ■ 村越委員：そうするとわずかなことでも神経を使う必要がある ■ 江間委員：山を造成し売り出した土地の中に、平面で車が入れるような使えそうな土地があること自体が不自然と感じるが、その余分なものがこの盛り土で土地ができるているということは、事務的客観的に見ていくと、気づくこともある。通常、開発業者がこののような土地を造成して、作ることがないような土地であるため、そこに気が付けるかどうかは別で、むしろ気が付けない。宅地分譲するために造成盛土をして売り出した土地なので、その販売地によく分からない平地がある状況になっている。資料6でいうとNo.1、2のダンプが入る道の所のことで、この不自然さには気が付けないと思う <p>平成15年くらいからの土の搬入を情報共有でき、所有者の方からそれ以降どうしていたか聞けたらと感じる。客観的にはこの資料6の断面図を見ると、令和3年のLPデータの斜面よりも平成27年頃の方が急勾配になっていたと伺える。勾配が30°以上だと気が付けても、人家まで70m以上離れているので、これが危険だと認識することはかなり困難である</p> <p>この時点においては、条例で措置命令までは立証手段もないため難しいと考えるため、実際できるかどうかもあるが、各部署間での情報共有が一番の課題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 青田委員：沢田委員の発言のように、基本的には疑いがあるときは調査すべきではないか。おそらく勾配で判断したのだと思うが、もし当初からの経緯を把握していれば、何か違う選択肢も視野に入れられたかと感じる ■ 江間委員：生命身体、重要な財産に対して危険を防ぐという趣旨の規定であるし、客観的に認める条件でもあると考えている。ただし、行政指導に止めたという対応自体はやむを得なく、行政指導に加えて措置とすると立証手段も必要となってくるため、行政指導以上のことはできなかったのではないか ■ 村越委員：止めるように指導することはできても、除去しなさいと言うことは非常に威力が大きいため、江間委員の意見が現実である
				<ul style="list-style-type: none"> ■ (5)「土の採取等に係る跡地」(9条)には、3条1項の届出をしていない盛土の跡地も含まれるのか 	(A)	[6]と同様
				<ul style="list-style-type: none"> ■ (6)措置命令(9条)は複数の事業者が同じ土地に適用除外の範囲内の盛土を行う場合に適用することができるのか 	(A)	[6][7](4)と同様

日付	関係資料	行政対応の事実関係 ①②③…市民からの通報等 ①②…職員から の情報等	関係法令等 資料5	論点	議論 の必 要性	議論（論点整理・検証）内容
		—	(その他の論点) <ul style="list-style-type: none"> ■ (a)土地所有者に対する口頭指導のみでよかつたか ■ (b)搬入された土量の確認や搬入業者の特定などをする必要はなかったか ■ (c)その後の継続的な現地確認を行う必要はなかったか 	(A)	[6] [7](4)と同様	[6] [7](4)と同様
8 2015 (平成27). 3.18	第1回 資料11 C-1	②土砂の搬入に係る情報（続報） <ul style="list-style-type: none"> • 天竜土木整備事務所は、引き続き土砂が搬入されているという情報を受け、現場確認及び土地所有者への聞き取りを実施 • 土地所有者へ、これ以上の土砂搬入の継続は静岡県土採取等規制条例に基づく厳しい指導となることなどを注意警告するとともに、看板の撤去についても口頭指導し、土地所有者から了承を得た ※ 元の地山の状況が分からず、実際の盛り土の量をその場で想定するのは困難であった ※ 搬入業者のことは、土地所有者も	■ (a)2014.11.4 にも土砂搬入について口頭指導しており、今回、口頭での注意警告したこと及びその内容は適切であったか	(A)	[6] [7](4)と同様	[6] [7](4)と同様

日付	関係資料	行政対応の事実関係 ①②③…市民からの通報等 ①②…職員から の情報等	関係法令等 資料5	論点	議論 の必 要性	議論（論点整理・検証）内容
		わからない状況であり、確認できなかつた				
9 2017 (平成29). 11.15 ~ 11.28	第1回 資料11 D-2	②土砂の隣地越境（1件目の通報）（電話） • 北部都市整備事務所は、[REDACTED] [REDACTED]から、隣地で埋め立てされている土砂が、越境してきているとの通報を受け、現場確認を実施 • 敷地境界も不明確であり、明らかな問題は見受けられないため、通報者に建築協定に抵触せず、土砂の越境については民事的な問題となるので、市では対応できない旨を伝えた	⑤建築基準法 第69条（建築協定の目的） ⑤天竜市建築協定条例 第2条（協定事項） ⑤浜松市建築協定条例 第2条（協定事項） —	(法令論点) ⑤建築基準法、天竜市建築協定条例、浜松市建築協定条例 ■ (3)本件改変行為は建築協定の対象なのか ■ (4)特定行政庁は建築協定違反について監督処分をすることはできないのか (その他の論点) ■ (a)静岡県土採取等規制条例の観点から、天竜土木整備事務所への連絡の必要はなかったか ■ (b)現場確認の際、土砂崩落の危険性を予見できなかったか	(B) (B) (A)	■ 村越委員：所管課は、本件土地は緑地と位置付けられており、天竜市建築協定条例で制限する盛土をする行為の適用がない区域であったので、建築協定の対象ではないと判断した。建築協定には土砂の搬入を取り締まるツールとして使えないと考えるが、議論すべきだと考える委員はいるか →異議なし ■ 村越委員：この点については市の判断は適切であったとして議論しない ■ 9(3)と同様 ■ 8(a)と同様
10 2018 (平成30). 2.9	第1回 資料11 D-2	②土砂の隣地越境（2件目の通報）（電話） • 北部都市整備事務所は、[REDACTED] [REDACTED]から、土砂の隣地越境の状況が続いていることと、土砂の中に廃棄物があり、不法投棄ではとの通報を受けた • 土砂（コンクリートガラ含む）が越境していることに関しては、民事的な内容であり、市が直接的に対応することができないため、市民相談や法律相談の窓口として市民生活課の「くらしのセンター」を紹介 • コンクリートガラは、産業廃棄物の処理としての違法性も考えられるため、産業廃棄物対策課を案内	—	(その他の論点) ■ (a)産業廃棄物対策課を案内するだけでなく、産業廃棄物対策課へ直接連絡をする必要はなかったか ■ (b)静岡県土採取等規制条例の観点から、天竜土木整備事務所への連絡は必要なかったか ■ (c)現場確認の際、土砂崩落の危険性を予見できなかったか	(A) (A) (A)	■ 9と同様 ■ 9と同様 ■ 6 7(4)と同様 ■ 9と同様

日付	関係資料	行政対応の事実関係 ①②③…市民からの通報等 ①②…職員から の情報等	関係法令等 資料5	論点	議論 の必 要性	議論（論点整理・検証）内容
		し、いずれにしても建築行為等が絡む案件ではないため、北部都市整備事務所が所管する案件ではなく、民事的な内容となるので市では対応できない旨を伝えた				
11 2021 (令和3) .12.23 または 12.24	第1回 資料11 C-1	③土砂搬入箇所の安全性確認依頼（来庁） • 天竜土木整備事務所は、来庁した緑恵台自治会長から、最近は土砂搬入されていないようだが、土地所有者の親族に市へ連絡するように伝えるので、一度確認をお願いしたい旨の相談を受けた • 現地を確認するだけでは安全判断は難しいので、静岡県土採取等規制条例に明確に該当することが確認できれば、規制することは可能である旨を説明した	①静岡県土採取等規制条例（R4.7.1以前）、静岡県土採取等規制条例施行規則 第3条（土の採取等の計画の届出） 第6条（措置命令） 第7条（停止命令） 第9条（土の採取等の跡地に係る措置命令） 第14条（適用除外等） ①静岡県土採取等規制条例施行規則 第8条（適用除外）	(法令論点) ①静岡県土採取等規制条例（R4.7.1以前）、静岡県土採取等規制条例施行規則 6 7と同様	(A)	■ 青田委員：11、12と6、7の違いは、豪雨災害が頻発している時代に入ったということ。毎年のように線状降水帯が発生し、浜松以外にもいろいろな場所で記録になかった豪雨量に達しているため、11、12の時点では危険と察るべきであった
12 2022(令和 4) .1.21	第1回 資料11 C-1	③の統報（土地所有者の親族から相談）（電話） • 天竜土木整備事務所は、土地所有者の親族からの電話を受けた • 静岡県土採取等規制条例の説明をし、届出の要否判断のため、盛り土の土量や面積の確認を依頼 • 届出が必要となった場合は連絡するよう念押しし、今以上の土砂搬入はしないこと、入口の進入路には入れないようにすること、路面水が埋め土部分に流入しないように対処することも口頭指導 • 土地所有者の親族からは、確認後、再度電話するとの回答を得るが、その後連絡がなく、現場確認等の対応は未実施	—	(その他の論点) ■ (a)盛り土の土量や面積の確認、届出要否については、土地所有書からの情報提供待ちであったが、対応として適切であったか	(A)	■ 道路保全課：地元の自治会長からご連絡を頂戴したときにすぐに対応しなければならないというような危険性の判断はここではでき得なかったところ ■ 道路保全課：面積が1,000 m ² 以上または堆積が2,000 m ³ であれば届出が必要であり、堆積を測ることは難しいが、面積は業者に頼めばすぐに測れる ■ 村越委員：私有地のため、土地所有者や民間にまず対応させることは当然の原則になるとは考える ■ 道路保全課：口頭での指導を受け、土地所有者の■から再度連絡をいただけるとなっていたため、これで対応ができるのではないかという感触をもった

日付	関係資料	行政対応の事実関係 ①②③…市民からの通報等 ④⑤…職員から の情報等	関係法令等 資料5	論点	議論 の必 要性	議論（論点整理・検証）内容
						<ul style="list-style-type: none"> ■ 村越委員：確認の電話を入れてみようとはならなかったのか ■ 道路保全課：再度の連絡がなかったため、この条例の適用にならないと判断をした ■ 村越委員：それが残念であった。発災までに土を除去させるという話になるかどうかは簡単にはならないため、そこで何かできたかというと、そういう話ではないかもしれない。最後の行政対応以降、発災までに何か出来事はない
				(その他の論点) <ul style="list-style-type: none"> ■ (b)土砂崩落までの8ヶ月、土地所有者の親族からの連絡がない中、市は何らかの対応をする必要はなかったか 	(A)	<p>11 12(a)と同様</p>
13 2014（平成 26）.10.30 ～ 2022（令和 4）.1.21 (行政対応 が確認され た間)	—	• 最初の情報提供があった 2014.10.30から2022.1.21まで8 年の間	—	(その他の論点) <ul style="list-style-type: none"> ■ (a)2014.10.30から2022.1.21まで8年の間、崩落箇所における改変行為に対して、市民等からの通報や相談があった中、市の関係部局間での情報共有はできていたか 	(A)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 産業廃棄物対策課：どの程度まで連絡したか内容については不明。土木から詳細を聞かれなければ当初から全てを連絡することはない ■ 江間委員：所管法令が違うため、当然に農林事務所で受けた内容から考えた内容、評価する事実について産業廃棄物対策課が土地採取条例の観点から見ることはないが、土木が土地採取条例の観点から見て、平成15年頃から継続的な土の搬入が分かれば、非常に重要な事実の一つとしてより詳しく聞かなければならないと考えるので、そのあたりの共有まではできていなかったということか ■ 産業廃棄物対策課：当課資料からそこまで渡したという事実は見えず、天竜土木整備事務所のその後の行動からもそこを聞いたとは考えられない ■ 江間委員：市民から相談や情報提供を受けるときは部署ごとに受けるため、内容が市全体で共有されるのが良いと考えるが、全く違う部署で全ての情報を共有してよいかは難しいと感じる。他の委員の意見を聞きたい。どこまで情報を共有できるのか、どこまでの情報を他部署に渡すのが良かったのか検討したい ■ 沢田委員：通報があった時に、市や区行政をあげてしなければいけないという方向性の伝達であれば良い情報は広く周知されるが、担当は他部署だという渡し方では情報が目減りしていく。これは解決していかなければならないので、きちんと全て残し、どこでも落ちがないような方向になってもらいたい ■ 青田委員：全体で共有することが極めて大切。しかし、全体で共有することはなかなか難しいというのもよくわかる。何のために共有するのかということが大事なポイントで、この論点は安全・安心なまちづくりのためにどうするべきかを考えた場合に何を共有するか。それぞれの部署の仕事で、他の部署に何を伝えたらよいか判断が難しいが、地域の安全・安心のために何をえておくのが良いかということで、やらなかつたから悪かったというのではなく、今後のためにそこをどう整理していくのかが課題

日付	関係資料	行政対応の事実関係 ①②③…市民からの通報等 ④⑤…職員から の情報等	関係法令等 資料5	論点	議論 の必 要性	議論（論点整理・検証）内容
14 2022（令和 4）. 1.22 ～ 2022（令和 4） .9.24	一	• 最後の行政対応から土砂崩落まで の間	一	<p>(その他の論点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ (a)最後の行政対応の日から土砂崩落までの 間に、できる行政対応はなかったか 	(A)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 村越委員：土地所有者からその後の連絡はなかったが、確認の電話を入れようとな らなかったのか ■ 道路保全課：再度の連絡がなく、この条例の適用にならないと判断した ■ 村越委員：それは残念だ。発災までに土を除去させるという話になるかは簡単では ないので、そこで何かできたかというと、そういう話ではないかもしれないが、残 念なところだと感じる

No.	論点種別	論点	議論の必要性	議論（論点整理・検証）内容
E-1		<p>① (H26. 10. 30～H27. 3. 18 頃の連携等)</p> <p>航空写真から推測等した H3～H25 までの盛り土の累計増量は 3106 m³程であって、H26. 11. 11 付「苦情処理報告書」(第1回検証会 資料 11 A-1)によれば、[REDACTED] は「平成 15 年ころから埋め立てを頼んでいる。」等と発言していること、同「苦情処理報告書」添付の写真によれば急こう配の斜面であったことが窺われること、から、不法盛土の疑いがあつたと思われます。H26. 10. 30～H27. 3. 18 頃、天竜区まちづくり推進課から、産業廃棄物対策課(廃掃法)、北部都市整備事務所(建基法・建築条例、都計法、宅造法)、天竜土木整備事務所(土採取等規制条例)に連絡し、天竜土木整備事務所において、現地を確認した対応は適切であったとしても、上記「苦情処理報告書」記載の情報が共有されていたのか否か、不法盛土等の疑いに関連して [REDACTED] の H10 購入後の経緯(搬入土量、盛り土の箇所)等を聴取する、ダンプ運転手から 2 年間の搬入土量を聴取する、などした事情は、資料上、確認できないところ、天竜土木整備事務所の対応が適切であったのか否か</p>	(A)	[6] [7] と同様
	(他の論点) 市の各部署の連携・情報管理の在り方 ※ No.1～14 の各論点と重複	<p>② (H29. 11. 15、H30. 2. 9 頃の連携等)</p> <p>航空写真から推測等した H27. 5～R2. 1 までの間の盛り土の増量は 1880 m³ 程 (H3 以降の累計 6516 m³) で、同期間ににおいて本件崩落地(緑恵台 556-351)の北部分 398 m³ 程が崩落したと推測されること、相談日 H30. 2. 9 の「市民からの質疑処理カード」によれば、H29. 11. 15、H30. 2. 9 頃、[REDACTED] から「隣地に・・・土砂の埋め立てがされているが、その土砂が自分の土地に越境してきている。」 H29. 11. 15～H30. 2. 9 まで同様の状況が続き「コンクリートガラが混ざっているよう」であったこと、本件崩落後の土にコンクリートガラ等があったこと、から廃掃法違反、不法盛土等の崩落のおそれが窺われたと思料されます。[REDACTED] の相談について、北部都市整備事務所(建基法・建築条例、都計法、宅造法)の [REDACTED] に対する越境に対する回答が適切であったとしても、市民相談窓口、産業廃棄物対策課を案内することの他に、産業廃棄物対策課(廃掃法)、天竜土木整備事務所(土採取等規制条例)に連絡して情報を共有し、各部署に対応を求めることが行政対応として適切であったのか否か</p>	(A)	[8] [9] [10] と同様
		<p>③ (R3. 12. 23～R4. 1. 21 頃の連携等)</p> <p>原資料は見当らないが、R4. 9. 28 付「【報告】緑恵台の土砂災害発生前対応及び経過状況について」の「令和 3 年度対応」記載の天竜土木整備事務所から自治会長ないし土地所有者らに対する説明・指導が適切ないし正しいとしても、天竜土木整備事務所から親族らに対して盛り土の土量等を確認するために架電等をすること、H26. 10～の資料を各部署と共有して確認・検討すること、等まですることが対応として適切であったのか否か</p>	(A)	[11] [12] と同様
		<p>④ 不法残土を扱う主幹部署の所管の整理。例えば、不法投棄、不法盛土・切土に関して、行政部署間で特定の私有地に関する情報を継続的に共有して、各部署の職員らが閲覧できることが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要があるとして適切であるか否か。例えば、開発行為や宅地造成等の盛土・切土に関する資料・公文書について、廃棄時期等はどのように考えるのが適切か</p>	(A)	[3](a) を参照

No.	論点種別	論点	議論の必要性	議論（論点整理・検証）内容
E-2	(その他の論点)県と市との連携・情報共有の在り方	本件崩落地は「沢状地形を呈しており、雨水が集水しやすい地形」であって、造成された土地であって、R3に盛り土の総点検が行われていたところ、R4.9.24 土砂崩落までに、建築協定に係る本件崩落地の情報を県に照会する、R3のLPデータを活用する等の対応まで行うことが適切であったのか否か	(A)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土地政策課：当該箇所は区域に入っていたことから抽出する余地がないため、調査対象にならなかったと考えられる。通報があった中で情報共有が出来ておらず、造成盛土 자체が把握されていなかったことからピックアップされなかつたのではないか。（調査対象としては、）浜松市において点検が必要と考える盛土というのもある ■ 青田委員：安全・安心に対する全般的な意識はどうであったか。民有地であるが、その危険性に対して全般的にどの程度共有されていたか。安全・安心という感じで横断的に横串刺した場合にどれだけ機能するのか ■ 青田委員：県と市の連携は、浜松は政令市でもあるので、気づいたことは県に提案されたらいかが。例えば、条例の土の量や面積はそれでいいのか等、具体的に対応して現場に近い市の経験から、県への提案機能を持っていただいても良いし、結構大事な教訓だと思うので、県や国からの通達や指導だからということも分かるが、現場を預かる市としてはこう思いますと、提案して行けないか ■ 村越委員：改正静岡県土採取等規制条例が施行された令和4年7月1日以降は特に事象がなかったため、契機として最後の行政対応は令和4年1月21日で、発動する契機もなかった。今回の件については、静岡県は全く把握していないということなので、権限が県に行ったからと言って市は関係ないという話ではなく、市はもっと県に情報を上げていかなくてはいけないし、市と県の緊密性がより要求されると言えるのではないか
E-3	(その他の論点)外部の専門家との連携の在り方	No.E-1①～③の対応にあたって、外部の土砂災害等に関する専門家の関与・意見を求めることが適切であったのか否か	(A)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 青田委員：外部の専門家との連携については、ZOOMもあるので、気軽に情報交換できたら良い
E-4	(その他の論点？、建築基準法73条？) 建築協定内での緑地等の扱い	本件崩落地は、もと5条森林であったところ、建築協定によって5条森林から除外され、また、農地・市街地・宅地造成工事規制区域（宅造法3条「市街地又は市街地になろうとする土地の区域」）のいずれでもなく、緑恵台建築協定においても形質の変更の規制（緑恵台建築協定7条(6)、(9)）が及んでいないため、現・静岡県盛土等の規制に関する条例のほか、形質変更等について、法令上、規制がないものと思料される。本件崩落地は、建築協定において「緑地又は法地」（緑地？）とされてにもかかわらず、所有者が形質変更していても、住民らの生命・身体・財産に対する危険が認められない限り、住民らはその工事の施工の停止を求めることがないと考えられる。本件ではなく今後の建築協定にあたって、県の所管となっているが、協定において、任意規定として、土地の形質変更を制限する規定の設置の可否、規定できるとしてその指導が適切であるのか否か。造成宅地防災区域の指定（宅造法20条～23条）が可能・適切であるのか。ただし、本件土砂崩落に至るまでの行政対応として、問題ではないため、論点として外すことが適切とも思われる	(C)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 青田委員：宅地造成等規制法の造成宅地防災区域は、法改正を受けて「宅地造成に伴う災害で相当数の定住者その他の者に危害が生ずるもの発生のおそれがある一団の造成宅地の区域」とあるが、既に定めた後から、この防災区域に指定ができるという趣旨でよいか ■ 土地政策課：大規模盛土造成地に該当し、宅地の活動放崩落の危険性のあるところを宅地耐震化推進事業中に調査し、結果が良好でなかった場合に造成宅地防災区域に指定される。緑恵台の当該箇所は大規模盛土造成地に該当していない <p style="text-align: center;">9と同様</p>
E-5	(その他の論点)残土の管理等	建設・土木・造園工事等によって発生する土の搬出に関する管理方法、がら混じりの発生土のマニュフェスト管理の徹底等	(C)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 江間委員：残土の管理は残土に関しての民間でのやりとりに関して行政が関わるものか、今後土に関してのあり方、非常に重要になってくるが、他の委員はどう考えるかと思い挙げた。基本的にはどこかで出た残土をこちらに入れたという話で残土の管理ができていれば今回のようなことは起きなかつた。本当に難しい話で、今回の件に関しては（論点にし）なくても良い